

テーマ及び基本方針

1 テーマ

教育の質を高める教育事務を創造する

2 基本方針

平成29年4月、学校教育法第37条に、事務職員の職務規定について「事務をつかさどる」と定められた。その趣旨は、「学校組織における唯一の総務・財務等に通じる専門職である事務職員の職務を見直すことにより、管理職や他の教職員との適切な業務の連携、分担の下、その専門性を生かして学校の事務を一定の責任をもって自己の担任事項として処理することとし、より主体的・積極的に校務運営に参画することを目指すもの」である。

静岡市においては、教育振興基本計画に基づき、市独自の制度が次々とスタートしている。令和4年度からは「静岡型小中一貫教育」が一斉に実施される。学校を取り巻く多様な変化に的確に対応できる学校事務職員の在り方が問われている。

これまで、静岡市公立小中学校事務職員会（以下、本会と称す。）が、自主的に積み上げてきた活動内容の多くは公務に移行されてきた。学校事務職員の経営参画への実践は、静岡市教育委員会が策定した「静岡市立公立小中学校事務の共同実施に関する要項」により、共同実施に取り入れられ、学校事務職員の研修は、静岡市教育センターにおいて公的研修として位置づけられている。

このような状況を踏まえ、本会では活動の中心を「研究」におき、その「研究」の積み上げを「実践」の場である共同実施組織の中に生かしていくことが大切と考える。

グランドデザインに示した「子どもの豊かな育ち」を、『子どもたちが、それぞれの夢や希望、将来に向かって「生きる力」を身に付けること』と捉え、その実現をミッションとして組織で取り組みを続けていく。

本会は、学校事務職員の役割を「学校における重要な経営スタッフの一員として、幅広い視点でマネジメント力を発揮し教育の質を高めること」にあると考え、時代の要請に応える教育事務を創造するよう、研究を行う。それが、静岡市の学校教育の充実、及び、「子どもの豊かな育ち」の実現に貢献することにつながると考える。

3 活動の重点

- (1) グランドデザインに基づく「研究」を推進する。(学校事務職員の専門性と役割の追求)
 - ア グランドデザイン第2期活動プランの実践を進める。(財務マネジメント)
 - イ ホームページ等を積極的に活用し、情報の共有化を推進する。
- (2) 学校事務の課題に対応する。
 - ア 課題検討委員会を中心に、学校事務の課題に対応する。
 - イ 校長会及び教頭会との連携を強化する。